

〔警察本部〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価	
警察職員の特殊勤務手当	交替制・毎日勤務員及び駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる作業で人事委員会規則で定めるもの（作業時間が５時間以上のとき）	１回	1,100円
		〃（作業時間が２時間以上５時間未満のとき）	１回	730円
		〃（作業時間が２時間未満のとき）	１回	410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	１回	2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員会規則で定めるもの）	１回	3,200円
	指定警衛・警護員である警察官	警衛又は警護の作業	日額	640円
		〃（人事委員会が定める警衛作業）	日額	1,150円
	指定術科担当者	術科指導の作業	日額	290円
	舟艇担当技術吏員と地域幹部	警備船による警備の作業	日額	290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	日額	220円
		交通捜査の作業（夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）において行う作業又は高速道路で行う作業）	日額	580円
		〃（他の手当と併給の場合）	日額	270円
		交通捜査の作業（夜間に高速道路で行う作業）	日額	790円
		〃（他の手当と併給の場合）	日額	480円
		交通捜査の作業（上記以外の作業）	日額	440円
		〃（他の手当と併給の場合）	日額	130円
	運転免許試験官又は取消処分者講習指導員及び指導補助員	道路において行う運転免許試験又は取消処分者講習の作業	日額	290円
	指定通訳者	犯罪捜査等の通訳の作業	日額	370円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患者に接して行う取調べ等の作業	日額	290円
	爆発物処理要員	爆発物処理要員が行う爆発物又は爆発物の疑いのある物件の処理の作業	１件	5,200円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
		特殊危険物質（人事委員会規則で定める物質をいう。）に係る作業（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理の作業で人事委員会規則で定めるもの）	日額 4,600円
		〃（特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業）	日額 450円
		豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの	日額 1,680円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額 2,520円
	警察署交通課の警察官及び交通巡視員	交通整理の業務	月額 7,000円
		〃（当該業務が高速道路で行われた場合）	日額 150円
	（本部） 生活安全企画課，少年課，生活環境課，地域課 鉄道警察隊，刑事企画課，捜査第一課，捜査第二課，暴力団対策課，機動捜査隊，交通指導課，公安課，警備課及び外事課において勤務する警部以下の警察官 （警察署） 犯罪対策官，刑事官並びに生活安全課，刑事課及び警備課の警部以下の警察官	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	月額 10,300円
	警察署鑑識係，本部鑑識課，科学捜査研究所，捜査第一課及び情報管理課の警部以下の警察官及び一般職員	犯罪鑑識の業務	月額 6,200円
		〃（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合）	日額 190円
	（本部） 地域課鉄道警察隊勤務員 （警察署） 署所在地，交番及び駐在所勤務員	警らの業務	月額 6,300円
	白バイ及び高速道路交通警察隊のパトカー乗務員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務（自動二輪車及び高速自動車道における自動車の運転の業務）	月額 10,300円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
	パトカー乗務員	〃（上記以外の自動車の運転の業務）	月額 7,800円
	(本部) 通信指令課の警部以下の警察官 (警察署) 地域幹部及び無線機器の運用に従事する地域課員	無線機器の運用又は保守の業務	月額 5,000円
	看守勤務者	留置場看守の業務	日額 430円
	少年補導員	少年補導員が行う青少年補導の業務	日額 330円
		突発的に発生した事件、事故等処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締り、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務（犯罪の捜査及び交通取締りにあつては、直接補助する場合を含む。）	1回 1,240円
		〃（当該業務に従事した時間が3時間未満のとき）	1回 620円
	操縦士	航空機に搭乗して行う次の業務（操縦）	1時間 5,100円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う次の業務（整備）	1時間 2,200円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 2,860円
		航空機に搭乗して行う次の業務（捜索、救助、犯罪の捜査、警備、交通の取締りその他の警察の活動）	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 2,470円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務）	日額 1,640円
		〃（付随して行われる固定配置の場合）	日額 1,100円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	日額 1,100円
		〃（付随して行われる固定配置の場合）	日額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	日額 820円
	少年相談専門員	少年相談専門員が青少年に直接接して行う心理判定、相談又は指導の業務	日額 560円
現業職員の特殊勤務手当	警察現業職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる作業（作業時間が5時間以上のとき）	日額 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満のとき）	日額 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	日額 410円
		技術員（運転）が行う岡山県警察車両管理規程（平成12年岡山県警察訓令第5号）第21条に規定する整備責任者（道路運送車両法施行規則（第31条の4に規定する要件を備える者に限る。））としての作業	月額 5,200円
		犯罪鑑識の業務	月額 6,200円
		道路において行う取消処分者講習の作業	日額 290円

（注） 手当の名称、主な支給対象職員等については平成18年4月1日現在